

令和3年3月24日
大潟土地改良区

「国営八郎潟地区についての質問」に対する回答

組合員皆様からの質問、ありがとうございました。

【問①】 国営事業のこれまでの経緯と、今後の対応

【答①】

- 事業主体である農水省と、国の他機関（財務省、環境省等）、秋田県、大潟村、男鹿市、三種町、八郎潟町、大潟土地改良区（OB 含む）、JA 大潟村、大潟村農業委員会、農家（営農、環境）、学識経験者及び設計コンサルタント等と、打合せや協議を重ねながら各種計画が策定されました。
 - ・平成 23～25 年度：地域整備方向検討調査
 - ・平成 26～30 年度：地区調査
 - ・令和元～2 年度：全体実施設計（採択のための計画概要書の作成等）
- 基幹となる施設の改修ですので、そのための測量設計は、国営八郎潟地区の採択とともに本格的に実施されます。組合員の個々のほ場等に関する要望については、内容によっては理事会や総代会に諮り、調整していきます。

【問②】 組合員に対する説明

【答②】

- 国営事業の協議状況は、大潟土地改良区の理事会および総代会に諮り、年 2 回発行の「大潟土地改良区広報」でお知らせしています。
- 正式な説明資料ではありませんが、組合員に情報をできるだけ早く伝えるために、令和 3 年 2 月 10 日付け大土改 223 で「国営事業の事前説明資料」を送付しました。
- 令和 3 年 3 月に、計画概要書（現況・計画用水量等が記載）が完成し、公告しました（3 月 9～15 日）。
- このような経過を踏まえ、組合員説明用パンフレットを作成し、3 月 24 日から説明会と同意徴集を開始することとしました。

【問③】 国営かんがい排水事業（国営流域水質保全機能増進事業）の申請

【答③】

- 一般的な国営かんがい排水事業（かんがい排水事業）は、末端受益面積 500ha 以上の要件があり、この事業では大潟村の幹線用水路は、ほとんど該当になりません。（国営流域水質保全機能増進事業）であれば、水質の保全に寄与することを要件として、幹線用水路の全線を国営で実施可能となります。（④参照）。

- 指定湖沼八郎湖の水質保全は、村民・県民にとっての悲願でもあることから、国営流域水質保全機能増進事業で事業申請することとしました。

【問④】「水質保全」の要件

【答④】

- 「幹線用水路整備による無効放流の削減」と、「支線排水路沈砂池による土砂の撤去管理」で、国営流域水質保全機能増進事業の要件を満たしました。
- 支線排水路における土砂の堆積状況を調査した結果、5～6月の排水量を削減することが、八郎湖の水質保全になることが判明しました。調査結果は以下のとおりです。
 - ・流速が遅くなる7～9月に、土砂が支線排水路に堆積。
 - ・その後の非かんがい期は、流量が少なく堆積量は少ない。
 - ・翌年5～6月に、農業用水の取水により流速が早くなり、前年度に堆積した土砂が削り取られ、幹線排水路～八郎湖に流下し、支線排水路の土砂堆積量は減少。
 - ・このことが毎年繰り返されます。
- 大潟土地改良区が A15 および A19 ほ場で行った調査（小用・小排の放流量調査）では、小用水路パイプライン改修前と比べ、5～6月のほ場からの排水量が 1/3～1/5 になる結果となり、パイプラインの水質保全における有効性が確認されました。

【問⑤】パイプラインの維持管理

【答⑤】

- 現在の幹線用水路は、毎年 1,000 ヶ所程度の補修が必要で、土地改良区では春の通水まで補修を間に合わせようと懸命に努力しています。また、通水後に漏水が判明することも多く、かんがい期で取水停止できない場合は、漏水したままとし、秋の落水後に補修することもあります。パイプライン化で補修ヶ所が減少することを期待しています。
- パイプラインのメリットは 2 月 10 日に送付した資料の「2. 配慮事項」に記載したとおりです。デメリットについては、「水が見えない」、「ゴミ詰まりが心配」、「農業機械の洗浄」などの質問がありましたが、現在パイプラインとなっている 15 路線（13 路線は干拓当初からパイプライン）の関係組合員からは、これらに関する要望や苦情等はありません。空気抜き管を透明にすることで、水位を見えるようにすることや、農業機械洗浄用のマスを設置することは可能と思われませんが、実施については検討が必要です。
- パイプラインの補修方法は、内面からは「止水バンド工法」が多く採用され、詳細は農水省やメーカーのホームページに事例が多く掲載されています。外面からは、ブチルゴムで止水し、水で固化するテープで固定する方法などがあります。
- 国営事業で検討しているパイプは、従来品より外圧強度が 1.5～2 倍アップし

ているほか、水圧が 25m（5 種管）～ 130m（1 種管）まで耐えるものです。損傷の危険は少なく、大潟村での水圧（0.4 ～ 3m 程度）を考慮すると、漏水の危険性も低いと考えられます。

- ゴミについては、枝葉や鯉の他、最近は狸の転落が多くなっています。スクリーンと除塵機での除去を検討しています。
- 土砂堆積については、必要流速を確保することや、土砂撤去できる構造とすることで対応可能です。藻類については、光合成ができないので発生しません。なお、小用水路で干拓当初からパイプラインの所が 13 路線ありますが、土砂堆積による大きなトラブルも無く 50 年以上使用しています。また、新たな技術や製品も取り入れ、より良いものを検討していきます。
- 取水可能量は、水利権許可水量を流す能力を備え、開水路でもパイプラインでも同じであり、用水供給の状況は変わりません。なお、開水路には波浪等の考慮が必要なため、余裕高はありますが、河川法に基づく許可水利権以上の取水はできません。

【問⑥】 高収益作物の導入について

【答⑥】

- 全国的に担い手への農地集積が進み、大規模経営体化が進んでいます。こうした中で、大潟村では経営環境が徐々に厳しくなっており、高収益作物を導入した複合経営を目指すことも選択肢の一つとなっています。そのため、国営事業の実施を契機とした将来の営農計画において、「高収益作物 1,000ha 以上の作付け」及び農業所得 1 割増を目標としました。村及び JA と一緒に取り組んでいきたいと考えています。
- 畑作のためには、暗渠排水＋補助暗渠による排水改良が必要です。特に大潟村のヘドロ土壌は、秋田県の平均的な水田土壌より 100 倍ほど透水性が悪いので、「補助暗渠は必須」です。また、表土から下 25cm 以下には、硫黄が多く含まれ、畑作により乾燥すると硫酸が生成され、pH3 程度まで下がります。状況に応じて「石灰中和等」の対策が必要です。
- 農業者施工等による暗渠排水・区画拡大については、平成 24 年度から実施し、暗渠排水は 6 割ほどの進捗となっています。8 割程度まで上げができれば、どのほ場においても、高収益作物等の畑作が可能になると考えられます。組合員の皆様の労力と時間、および事業費（国費）を必要とします。

【問⑦】 国営関連事業について

【答⑦】

- 小用水路（県営）については、令和 3 年度から調査開始の予定です。県営事業は、幹線用水路の進捗に合わせて調査を進めてまいります。
- 小用水路に関する要望や確認事項については、県営事業の調査が開始されてから本格的に行います。

【問⑧】 賦課金について

【答⑧】

- 賦課金については、国営事業の他、県営事業、維持管理費の低減、耐用年数などを総合的に検討し決定する必要があります。国営事業については農家負担額が決まりましたが、県営事業については令和3年度から始まる調査により、事業費負担額が明らかになってくるものと考えています。「維持管理費の低減」については、排水量の減（＝電力料金の減）などを県立大学と共同で調査を進めており、令和3年度には全体の低減額を算定したいと考えています。これらの事項が明確になった段階で、土地改良区の理事会および総代会に諮り、賦課金が決定されます。